

第23期  
第22回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和7年3月24日(月) 午後3時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修   | 2. 欠 席    | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子  | 5. 高橋 清吉  | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹  | 8. 新野 清   | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 43号	非農地証明について
日程第4	報告第 44号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第5	議案第 91号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第 92号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第 93号	農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第 94号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について
日程第9	議案第 95号	白鷹町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について
日程第10	議案第 96号	白鷹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
日程第11	議案第 97号	農業経営基盤強化促進法第22条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定の一部改正について
日程第12	議案第 98号	令和7年度最適化活動の目標設定等について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第22回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。菅原委員より、欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**橋本事務局長** 議長。

**議 長** 橋本事務局長。

**橋本事務局長** ご説明申し上げます。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、4番 衣袋則子委員 9番 樋口金一郎委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第43号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第43号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号1

申請人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
登記名義人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地番 〇〇〇〇  
登記地目 田  
地積 1939㎡  
現況地目 雑種地  
非農地となった時期・事由 平成20年5月20日に農地法4条の許可を受けてから農地として利用していない。平成21年4月3日に事業完了している。  
農地法4条許可 平成20年5月20日  
指令置賜農振32号  
調査年月日 令和7年3月17日  
専決年月日 令和7年3月18日  
他2件  
報告は、以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。

ここで、現地調査委員より状況報告をお願いします。農地部会長 8番 新野清委員よりお願いします。

**新野清委員** 議長。

**議 長** 新野委員。

**新野清委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月17日、わたくしと、小林喜久雄委員、高橋清吉委員、事務局の川部補佐で現地調査を行いました。

申請地は、駐車場として利用するため、平成20年5月に農地法第4条の許可が下り、その後、転用行為が完了しております。

以来、長年にわたり整地されたままの状況であり、今後も農地としての活用は見込めず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

次に、2番案件について調査のご報告をいたします。

3月17日、わたくしと、小林喜久雄委員、村上浩康委員、事務局の川部補

佐で現地調査を行いました。

申請地は、書庫・物置が建築され、20年以上にわたり宅地として利用されており、農地として復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

最後に、3番案件について調査のご報告をいたします。

1月24日、わたくしと、小林喜久雄委員、村上浩康委員、事務局の川部補佐で現地調査を行いました。

申請地は、自宅の庭・雪捨場として利用するため、平成元年8月に農地法第5条の許可が下り、その後、転用行為が完了しております。

以来、20年以上にわたり宅地として利用されており、今後も農地としての活用は見込めず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第44号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第44号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

賃貸人 ○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○  
○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○  
地 番 ○○○○  
地 目 田  
地 積 480㎡  
契約期間 平成25年4月1日～令和5年3月31日  
解約日 令和7年3月6日  
解約の事由 相手方の要望  
他3件  
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。  
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり  
了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承すること  
に決しました。

日程第5 議案第91号「農地法第3条の規定による許可について」を議題  
といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第91号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、  
農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字○○○○○○○  
○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○  
譲渡人 ○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	480 m <sup>2</sup>
契約の種類等		所有権の移転（贈与） 他5件 説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、1番 小口修委員よりお願いいたします。

**小口修委員** 議長。

**議 長** 小口委員。

**小口修委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月14日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター4台、田植機3台、コンバイン3台、スピードスプレーヤ1台、車両6台、乾燥機6台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、社員8名とのことです。

技術は、社員が2年から34年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦勞様でした。次に2番案件及び3番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いします。

**高橋清吉委員** 議長。

**議 長** 高橋委員。

**高橋清吉委員** 最初に2番案件について調査のご報告をいたします。

3月16日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が4年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、3番案件について調査のご報告をいたします。

3月16日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が41年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。次に4番案件及び5番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いします。

**村上浩康委員** 議長。

**議 長** 村上委員。

**村上浩康委員** 4番案件及び5番案件につきましては、譲受人が同一人であるため、2件合わせて調査のご報告をいたします。

3月16日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機1台、車両1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が3年の経験があり、問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。  
取得する農地は確認しております。  
必要な農作業に常時従事すると認められます。  
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。  
以上、ご報告いたします。

**議 長**

次に6番案件について、8番 新野清委員よりお願いします。

**新野清委員** 議長。

**議 長** 新野委員。

**新野清委員** 6番案件について調査のご報告をいたします。

3月14日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、スピードスプレーヤー3台、乗用草刈機3台、車両4台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、社員5名、臨時従事者3名とのことです。  
技術は、社員が4年から12年、臨時従業者が4年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から6番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から6番案件について許可することに決しました。

日程第6 議案第92号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第92号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 転用事業者 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
貸 人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 畑  
地 積 382㎡ 他3筆  
契約の種類等 使用貸借権の設定  
転用目的 倉庫の建設  
説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、6番 小松晴治委員よりお願いいたします。

**小松晴治委員** 議長。

**議 長** 小松委員。

**小松晴治委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月17日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、預金残高証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、都市計画法における開発許可について、同時に手続きを進めています。

併用地の利用については、既存の倉庫敷地が併用地となります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

### 《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第7 議案第93号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、3回に分けて審議いたします。はじめに、1番案件から37番案件、40番案件から42番案件について会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第93号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和6年度第8回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和7年3月25日。

### 【所有権移転】

番号1

譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 田  
地 積 1 9 7 8 m<sup>2</sup>  
契約の種類等 所有権の移転（売買）  
土地の引渡時期 令和7年3月31日  
対価（10a当り） 総額〇〇〇〇円

【新規及び再設定】

番号2

契約の種類 再設定  
借 人 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
貸付者 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 田  
面 積 8 5 4 m<sup>2</sup> 他2筆  
契約の種類等 賃借権  
契約年数 10年  
契約期間 令和7年4月1日～令和17年3月31日  
対価（10a当り） 〇〇〇〇円  
他38件  
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から37番案件、40番案件から42番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第8回白鷹町農用地利用集積計画のうち1番案件から37番案件、40番案件から42番案件について決定しました。

引き続き、「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。次に、議事参与の制限に該当する38番案件について審議を行います。ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、3番 小林喜久雄委員の退室を求めます。

(小林喜久雄委員 退室)

38番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第93号「農用地利用集積計画の決定について」

**【再設定】**

番号38

契約の種類 再設定

貸 人 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

借受者 白鷹町大字○○○○○○○

○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○

地 目 田

地 積 854㎡ 他26筆

契約の種類等 賃借権

契約年数 10年

契約期間 令和7年4月1日～令和17年3月31日

対価(10a当り) ○○○○円

説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。38番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第8回白鷹町農用地利用集積計画のうち38番案件について決定しました。

ここで3番 小林喜久雄委員の入室を求めます。

(小林喜久雄委員 入室)

引き続き、「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。次に、議事参与の制限に該当する39番案件について審議を行います。ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、7番 児玉匡樹委員の退室を求めます。

(児玉匡樹委員 退室)

39番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第93号「農用地利用集積計画の決定について」

【再設定】

番号39

契約の種類 再設定

貸人 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

借受人 白鷹町大字○○○○○○○

○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○

地 目 田

面 積 557㎡ 他3筆

契約の種類等	賃借権
契約年数	10年
契約期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日
対価(10a当り)	〇〇〇〇円
	説明は、以上でございます。

## 議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。39番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第8回白鷹町農用地利用集積計画のうち39番案件について決定しました。

ここで7番 児玉匡樹委員の入室を求めます。

(児玉匡樹委員 入室)

日程第8 議案第94号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、2回に分けて審議いたします。はじめに、議事参与の制限に該当する1番案件及び2番案件について審議を行います。ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、8番 新野清委員の退室を求めます。

(新野清委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第94号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を指名したので承認を求める。

番号 1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 田  
地 積 6 3 1 m<sup>2</sup> 他 2 筆  
申出内容 土地の売却のあっせん  
他 1 件

指名した調整委員

新野 清 委員

鈴木 茂 推進委員

説明は、以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1 番案件及び 2 番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって 1 番案件及び 2 番案件については承認することに決しました。

ここで、8 番 新野清委員の入室を求めます。

(新野清委員 入室)

引き続き「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」を議題といたします。

次に、同じく議事参与の制限に該当する 3 番案件及び 4 番案件について審議を行います。ここで、白鷹町農業委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、8 番 新野清委員、10 番 村上浩康委員の退室を求めます。

(新野清委員・村上浩康委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第94号「農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について」

番号3

申出人 白鷹町大字○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○  
地 番 ○○○○  
地 目 田  
地 積 1006㎡ 他1筆  
申出内容 土地の売却のあっせん  
他1件

指名した調整委員

新野 清 委員

村上 浩康 委員

説明は、以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。3番案件及び4番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって3番案件及び4番案件については提案のとおり承認することに決しました。

ここで、８番 新野清委員、１０番 村上浩康委員の入室を求めます。

(新野清委員・村上浩康委員 入室)

日程第９ 議案第９５号「白鷹町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします

議案第９５号「白鷹町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」白鷹町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を別紙のとおり改正する。別紙のとおり。

説明は、以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決めるにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって本案件は提案のとおり決しました。

日程第１０ 議案第９６号「白鷹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします

議案第９６号「白鷹町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」白鷹町農地移動適正化あっせん基準の一部を別紙のとおり改正する。

説明は、以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって本案件は提案のとおり決しました。

日程第11 議案第97号「農業経営基盤強化促進法第22条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定の一部改正について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします

議案第97号「農業経営基盤強化促進法第22条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定の一部改正について」農業経営基盤強化促進法第22条に基づき農業振興地域内の農用地等の利用関係の調整に関する手続き規定の一部を別紙のとおり改正する。

説明は、以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって本案件は提案のとおり決しました。

日程第12 議案第98号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします

議案第98号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」

令和7年度 最適化活動の目標の設定等を次のとおりとする。別紙のとおり。説明は、以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

事務局職員及び農地利用最適化推進委員の退室を求めます。

(事務局職員及び推進委員 退室)

休息前に復し再開いたします。

ここで私より「追加変更議事日程」を提出いたします。

日程第13 議案第99号「職員の任免について」を議題といたします。

提案理由については、人事案件でありますので私より説明いたします。職員の異動について、本日9時に総務課長に出向き、この内示をいただきました。

これまで勤めていただいた、川部茂樹事務局長補佐が異動となります。新しく町民課の方から大滝敏広課長補佐が農業委員会へ参ります。

ここで、皆さんにお諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、採決したいと存じますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認め採決いたします。本件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって提案のとおり任免することに決しました。

ここで、事務局職員及び農地利用最適化推進委員の入室を求めます。

(事務局職員及び推進委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第22回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第22回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和7年3月24日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_